主 文 原決定を取消す。 本件競落を許さない。 理 由

本件抗告の趣旨及び理由は別紙記載のとおりである。

よつて記録を調査するに、抗告人(本件競売事件の債務者)は債権者である青森県信用保証協会を相手方として、青森地方裁判所に別紙目録記載の本件建物に対する本件不動産競売手続停止の仮処分を申請し、昭和四三年八月一三日同裁判所においてその旨の仮処分決定がなされたこと、そして抗告人は同日右競売手続停止の仮処分決定正本を原裁判所に提出していることが認められる。

ところで、本件競落許可決定が言渡されたのは同年同月二日であるから、右決定正本が原裁判所に提出されたのは競落許可決定の言渡がなされた後であることが明らかであるけれども、競落許可決定に対し即時抗告がなされた場合、抗告裁判所は競落許可決定後に生じた事実及び証拠をも斟酌し、抗告の裁判をなす当時の状態において抗告の当否を決すべきものであるから、右事由は競売法の準用する民事訴訟法第六八一条第二項、第六七二条第一号後段により適法な抗告事由となると共に、右建物に対する本件競落は同法第六七四条第二項により許されないものといわねばならない。

しかして、本件競落許可決定は本件建物と青森市大字a字bc番d、宅地一〇五・七八平方米の両者についてなされているのであるが、記録によると右の土地建物は一括競売の条件で競売に付されたものであるから、本件建物について前記のような競落不許可の事由がある以上、右土地建物についてなされた本件競落許可決定全部がその取消を免れ得ないものといわねばならない。

よつて本件競落許可決定を取消したうえ、右土地建物に対し有限会社松屋商事が昭和四三年七月三〇日になした競買申出については競落不許の宜言をすることとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 村上武 裁判官 松本晃平 裁判官 伊藤和男)